

公共事業環境配慮書(案)

建設部 道路建設課

|  |  |          |
|--|--|----------|
| <b>事業名称</b>  |  |          |
| 事業名  | 道路改築事業   |          |
| 整理番号   | 30-3   |          |
| 事業の種類  | 道路(国道、県道、農道、林道)の新設・改築 及び街路の整備                                |          |
| 市町村名   | 下伊那郡阿南町  |          |
| 箇所名  | 新野拡幅   |          |
| 事業年度   | 平成28年度～平成37年度予定  |          |
| <b>事業概要</b>  |  |          |
| 目的   | 第2次緊急輸送路に指定されている国道151号の狭隘区間について、線形改良及び拡幅を行い、安全性及び円滑な交通を確保する。 |          |
| 計画概要(延長・幅員・面積・工種など)  | 道路改良工 延長L=2.3km 幅員W=6.5m(9.0m～12.0m)                         |          |
| 関連する事業計画   | 特になし   |          |
| その他特記事項  | 特になし   |          |
| <b>関係法令等の規制</b>  |  |          |
| 自然環境保全地域等の指定状況   | なし   |          |
| 土地利用規制の状況  | 農振法の農業振興地域   |          |
| その他  | なし   |          |
| <b>社会的要素</b> <span style="float: right;">留意すべき地域の概況</span> |  |          |
| 交通の現況  | 交通量は1,001台/日である<br>南信州と三河地域を結ぶ幹線道路                           |          |
| 土地利用の現況  | 北側0.6kmは農地、南側1.7kmは山地である                                     |          |
| 生活関連施設の現況  | 北側0.6km区間には住居が点在している   |          |
| その他  | 特になし   |          |
| <b>自然的環境要素</b> <span style="float: right;">環境配慮の方針</span>  |  |          |
| 大気環境   | 留意すべき地域の概況   | 特になし     |
|  | <b>【大気汚染の防止】</b>   |          |
|  | ・交通流の円滑化により大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。                               |          |
|  | ・排出ガス対策型の車両や機械を採用する。   |          |
|  | ・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。                              |          |
| ・土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。                    |  |          |
| <b>【騒音、振動の防止】</b>  |  |          |
| ・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。                               |  |          |
| ・低騒音・低振動型の建設機械を採用する。                                       |  |          |
| <b>【悪臭の防止】</b>   |  |          |
| ・想定される影響はない。   |  |          |
| 水環境  | 留意すべき地域の概況   | 河川・湖沼がある |
|  | <b>【水質汚濁の防止】</b>   |          |
|  | ・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。                          |          |
|  | ・工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。                                    |          |
| <b>【水循環の保全】</b>  |  |          |
| ・河川においては下流域の環境の保全のため、正常な流量を確保する。                           |  |          |
| 地形・地質  | 留意すべき地域の概況   | 山地である    |
|  | <b>【環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避】</b>                                |          |
|  | ・地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、近い将来活動する可能性のある活断層の区域の改変を出来るだけ避ける。    |          |
|  | <b>【改変面積の最小化】</b>  |          |
| ・法面の勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。         |  |          |
| ・工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。                                 |  |          |

|  |  |                   |
|--|--|-------------------|
| 野生動植物  | 留意すべき地域の概況   | 里山の地域である          |
|  | 【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】                                      |                   |
|  | ・自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変を出来るだけ避ける。        |                   |
|  | 【野生動植物の生息・生育空間の保全】   |                   |
|  | ・河川・水路に横断構造物を設置する場合は、水棲生物の自由な移動を確保する。                      |                   |
|  | ・回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な植物を生育適地へ移植する又は生育地を創出し移植する。       |                   |
|  | ・回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な動物を生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。    |                   |
| 【動物の繁殖期における影響の低減】  |  |                   |
| ・想定される影響はない。   |  |                   |
| 【地域独自の生物多様性の保全】  |  |                   |
| ・想定される影響はない。   |  |                   |
| 【動植物への負担の少ない形状・素材の使用】  |  |                   |
| ・想定される影響はない。   |  |                   |
| 景観   | 留意すべき地域の概況   | 山地景観を形成している       |
|  | 【すぐれた景観の保全】  |                   |
|  | ・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。                    |                   |
|  | 【良好な景観の育成】   |                   |
| ・周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等を検討する。                     |  |                   |
| 自然とのふれあい   | 留意すべき地域の概況   | 特になし              |
|  | 【自然とのふれあいの場への立地の回避】  |                   |
|  | ・想定される影響はない。   |                   |
|  | 【自然とのふれあい空間の創出】  |                   |
| ・想定される影響はない。   |  |                   |
| 文化財等   | 留意すべき地域の概況   | 地域で親しまれている馬頭観音がある |
|  | 【文化財等への配慮】   |                   |
|  | ・文化財等地域で親しまれている歴史的な建築物・構造物などやその周辺へ影響を及ぼすおそれがある立地を出来るだけ避ける。 |                   |
| 廃棄物・建設残土   | 【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】  |                   |
|  | ・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。                                       |                   |
|  | 【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】   |                   |
|  | ・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。                    |                   |
|  | 【資源の有効利用】  |                   |
| ・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。                          |  |                   |
| ・信州リサイクル認定製品の利用を推進する。  |  |                   |
| 省資源・省エネルギー・温室効果ガス  | 【環境への負荷の少ない機械の利用等】   |                   |
|  | ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。                           |                   |
|  | ・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。                       |                   |
|  | ・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。                                     |                   |
|  | 【エネルギーの有効利用】   |                   |
| ・想定される影響はない。   |  |                   |
| 日照障害・電波障害・光害   | 【日照障害への配慮】   |                   |
|  | ・想定される影響はない  |                   |
|  | 【電波障害への配慮】   |                   |
|  | ・想定される影響はない  |                   |
|  | 【光害への配慮】   |                   |
| ・照明の設置にあたっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺の生活環境や野生動植物、農作物等への悪影響を低減する。 |  |                   |